

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>2 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い</u> <u>訪問介護と同様であるので老企第 36 号 2 の(12)を参照されたい。</u></p> <p>(5) 注 6 の取扱い</p> <p>① <u>実利用者数は前年度（3 月を除く。）の 1 月当たりの平均実利用者数をいうものとする。</u></p> <p>② <u>前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の 3 月における 1 月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。</u> <u>したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第 1 の 5 の届出を提出しなければならない。</u></p> <p>③ <u>当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。</u></p> <p>(6) 注 7 の取扱い</p> <p><u>注 6 の加算を算定する利用者については指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第 50 条第 3 項第 1 号に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p> <p>(7) サービス提供体制強化加算の取扱い</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>同一の事業所において指定訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。</u></p> <p>(8) 介護職員処遇改善加算の取扱い</p> <p><u>介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u></p>	<p><u>訪問リハビリテーションの理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者の ADL 及び IADL の改善状況及び③のこの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。</u></p> <p>(8) <u>介護職員処遇改善加算について</u> <u>介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u></p> <p>(9) <u>その他の取扱い</u> <u>前記以外の基本的な取扱いについては、訪問介護の取扱方針に従うこととする。</u> <u>なお、通院等乗降介助については、算定されない。</u></p> <p>3 介護予防訪問入浴介護費</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い</u>  <u>2 の(4)を参照のこと。</u></p> <p>(5) 注 6 の取扱い <u>2 の(5)を参照のこと。</u></p> <p>(6) 注 7 の取扱い <u>2 の(6)を参照のこと。</u></p> <p>(7) サービス提供体制強化加算の取扱い</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。</u></p> <p>(8) 介護職員処遇改善加算の取扱い <u>2 (8)を参照のこと。</u></p>

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(9) その他の取扱い 前記以外の基本的な取扱いについては、訪問入浴介護の取扱方針に従うこととする。</p> <p><u>3 介護予防訪問看護費</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護予防訪問看護の<u>所要時間</u>について</p> <p>① 20 分未満の介護予防訪問看護費の算定について 20 分未満の介護予防訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の介護予防訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものである。したがって、介護予防サービス計画又は介護予防訪問看護計画において 20 分未満の介護予防訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、<u>20 分以上の保健師又は看護師による介護予防訪問看護を週 1 回以上含む設定とすること</u>。なお 20 分未満の介護予防訪問看護は、介護予防訪問看護を 24 時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時介護予防訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能である。</p> <p>② 介護予防訪問看護は在宅の要支援者の生活パターンや看護の必要性に合わせて提供されるべきであることから、単に長時間の介護予防訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではない。そのため、次のような取扱いとして行うこと。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 一人の看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が介護予防訪問看護を行った後に、続いて別の看護職員が介護予防訪問看護を行った場合には、<u>当該介護予防訪問看護の所要時間を合算することとする</u>。なお、<u>当該介護予防訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による介護予防訪問看護が含まれる場合には、当該介護予防訪問看護費は、准看護師による介護予防訪問看護費を算定する</u>。</p> <p>(三) 一人の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が介護予防訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が介護予防訪問看護を実施した場合（看護職員が介護予防訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士、作業療法士<u>若しくは言語聴覚士が介護予防訪問看護を行う場合</u>など）は職種ごとに算定できる。</p> <p>(四) (略)</p> <p>(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について</p> <p>① (略)</p> <p>② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護は、1 回当たり 20 分以上<u>介護予防訪問看護を実施することとし、一人の利用者につき週に 6 回を限度として算定する</u>。</p> <p>③ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護予防訪問看護を提供している利用者につい</u></p>	<p>(9) その他の取扱い 前記以外の基本的な取扱いについては、訪問入浴介護の取扱方針に従うこととする。</p> <p><u>4 介護予防訪問看護費</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 介護予防訪問看護の<u>提供時間</u>について</p> <p>① 20 分未満の介護予防訪問看護費の算定について 20 分未満の介護予防訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の介護予防訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものである。したがって、介護予防サービス計画又は介護予防訪問看護計画において 20 分未満の介護予防訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、20 分以上の介護予防訪問看護を週 1 回以上含む設定とすること。なお 20 分未満の介護予防訪問看護は、介護予防訪問看護を 24 時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時介護予防訪問看護加算の届け出をしている場合に算定可能である。</p> <p>② 介護予防訪問看護は在宅の要支援者の生活パターンや看護の必要性に合わせて提供されるべきであることから、単に長時間の介護予防訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではない。そのため、次のような取扱いとして行うこと。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 一人の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が介護予防訪問看護を行った後に、続いて<u>同じ職種の別の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が続いて介護予防訪問看護を行った場合（看護職員が介護予防訪問看護を行った後に続いて別の看護職員が介護予防訪問看護を行うような場合）も、所要時間を合算することとする</u>。なお、<u>看護職員による介護予防訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による介護予防訪問看護が含まれる場合には、当該介護予防訪問看護費は、准看護師による介護予防訪問看護費を算定する</u>。</p> <p>(三) 一人の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が介護予防訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が介護予防訪問看護を実施した場合（看護職員が介護予防訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士、作業療法士<u>又は言語聴覚士が介護予防訪問看護を行う場合</u>など）は職種ごとに算定できる。</p> <p>(四) (略)</p> <p>(4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について</p> <p>① (略)</p> <p>② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護は、1 回当たり 20 分以上実施することとし、一人の利用者につき<u>1 週に 6 回を限度として算定する</u>。</p> <p>(新設)</p>